

ご相談ください～CONSULTING SERVICE相談窓口～

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談

*法律相談は、月初めから受付
無料での相談は一人1回です

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受付けます。

日時 6月21日（水）9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会
☎082-423-7752

高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

※6月11日（日）、25日（日）、7月9日（日）は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎22-9102

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申込

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町） ☎26-0235
山崎 繁雄（竹原町） ☎22-0438

自転車事故の賠償に備えましょう！

【令和5年4月から自転車保険への加入が必要になりました】

令和5年4月の道路交通法改正に伴い、自転車乗車時には乗車用ヘルメット着用の努力義務などが課せられることになりました。さらに広島県では、広島県自転車条例が制定され、自転車保険（個人賠償責任保険）への加入が義務化されました（罰則規定はなし）。

自転車運転中の事故で他人に損害を与えた場合、加害者は法律上の損害賠償義務を負いますが、自転車には自動車のような自賠責保険の制度がありません。自転車に貼付された「TSマーク」は保険期間1年の賠償責任保険がついていますが、マークの種別により賠償額や保険適用範囲が異なります。万が一の場合に備え、個人賠償責任保険への加入を検討する必要があります。

【十分な保険金額を設定しましょう】

加入にあたりまず注意したいのは保険金額です。どのような事故を起こすかは予測できないため、十分な保険金額に設定しておく必要があります。

また、保険会社の担当者が間に入り被害者への交渉が行われる、示談交渉サービスの有無も確認しましょう。

なお、すでに加入済みの自動車保険や火災保険など各種保険の特約として、自転車の個人賠償責任保険相当の保険が付帯されていることもあります。ご自身が加入している保険の加入状況や補償内容をチェックしてみましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、下記問い合わせにご相談ください。

問い合わせ 竹原市消費生活相談室
☎22-6965